



## 平成 30 年分の年末調整事務の留意点

今年も、年末調整の時期が近づいてまいりました。国税庁からの「平成 30 年年末調整のしかた」をご参照の上、例年同様の処理をお願いいたします。今月のホットラインでは平成 30 年分の年末調整事務の留意点についてご案内します。

### 平成 30 年分の年末調整における留意事項

#### 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いの変更

平成 30 年分の所得税の計算において、合計所得金額 1,000 万円超の所得者（給与所得のみの場合は給与等の収入金額が 1,220 万円）については、配偶者控除の適用を受けることはできなくなることとなりました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 103 万円超 201 万 6 千円未満）とされました。この改正に伴い、「改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」が国税庁ホームページにて掲載されています。また、年末調整説明会等で配布される資料で確認してください。

#### 2. 名称の変更等

これまで配偶者特別控除の対象者の名称が「源泉控除対象配偶者」となります。源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成 30 年中の合計所得金額が 900 万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成 30 年中の合計所得金額が 85 万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が 150 万円）以下の人をいいます。

平成 30 年の年末調整からは、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合に、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出しなければなりません。したがって、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄の記載の有無にかかわらず、配偶者控除又は配偶者特別控除については、給与所得者の配偶者控除申告書等の提出を受けてください。詳しくは国税庁ホームページ等で確認してください。

ご不明点等ございましたら、当法人担当者または社員税理士までお問い合わせください。

（文責：工藤）